

子育てしやすい
まちづくり

小学生の入院費用助成

「子ども医療費助成制度」 が始まります

五條市では、子育てする皆さんを支援するため、8月1日以降の入院を対象に、小学1年から6年までの子どもの入院費用の助成を行います。

一旦病院窓口で入院費用等を支払い、後日申請することで、支払った医療費から、次の金額を差し引いた金額が市から助成されます。

助成後の自己負担額

1つの医療機関ごとに1か月の入院日数が	
▽14日未満の場合	500円
▽14日以上の場合	1000円

※高額療養費や附加給付、他の制度から払戻金がある場合はその金額を差し引いて助成されます。

医療費の助成の受け方

医療機関の窓口で、一旦自己負担額を支払ってください。各健康保険者から高額療養費や附加給付を受給した後、次のものを持参して保険課に申請してください。

- ①入院医療費の領収書（県内・県外とも）
 - ②高額療養費・附加給付決定通知書（該当がある場合のみ）
 - ③子どもの健康保険証
 - ④養育者の口座番号がわかるもの
 - ⑤印鑑（シャチハタ不可）
- ※入院の際に、窓口での高額な医療費の支払いを軽減できる「限度額適用認定証」の制度があります。事前に各健康保険者へ申請してください。

入院の食事代、健康保険の適用を受けない個室のベッド代などは助成の対象になりません。
※「子ども医療費受給資格証」は交付しません。

※他の福祉医療費助成制度の適用を受けている場合は、この制度の対象にはなりません。
※助成金の請求受付は、医療機関で自己負担額を支払った日の翌日から5年以内です。

■問合先 保険課 福祉医療係 本庁（内線344・373）

児童手当の現況届

提出は7月2日まで

■現況届の提出・問合先

児童福祉課 本庁（内線366）、西吉野支所、大塔支所

児童手当を受給している皆さんには、6月初旬に現況届用紙を郵送します。

現況届は、児童手当受給者のみなさんが引き続いて手当を受けるために必要な届出です。7月2日までに提出してください。

提出のない場合は、6月分以降の手当の支払いを受けられませんので、注意してください。

児童の養育者に

各種手当が

支給されます

児童を養育している人に対して、次のような手当が支給されます。支給には所得制限等の要件があります。詳しくは、児童福祉課に問い合わせてください。

■児童手当

15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している人に支給されます。

■特別児童扶養手当

20歳未満の心身に中度以上の障害を持つ児童を養育している人に支給されます。

■児童扶養手当

次の条件のいずれかにあてはまる児童（※）を監護している母または父、あるいは母または父にかわってその児童を養育している人に支給されます。

※児童とは、18歳到達後最初の3月31日までの人のことをいいます。ただし、心身に中度以上の障害がある場合は、20歳未満となります。

▽父母が婚姻解消（離婚等）した児童

▽父（母）が死亡した児童

▽父（母）が一定の障害の状態にある児童

▽父（母）から1年以上遺棄されている児童

▽父（母）が引き続き1年以上拘禁されている児童

▽婚姻によらないで生まれた児童

▽父母ともに不明である児童

■問合せ

児童福祉課 本庁（内線366）
西吉野支所、大塔支所

年金を3年間受け取れば得になります

「付加年金」は

より多く年金を受け取れる制度です

国民年金の定額保険料に付加保険料（月額400円）を加えて納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。年金を2年間受け取ると納めた分を取り戻し、3年目以降は収めた以上に受け取れる、大変お得な制度です。

上乗せされる付加年金の金額

＝年間200円×付加保険料を納めた月数

〈例〉

▽付加保険料を10年間納めた場合

付加保険料を納付した総額

400円×10年（120月）＝48000円

▽付加年金を3年間受け取った場合

1年間で受け取る付加年金額

200円×10年（120月）＝24000円

3年間で受け取る付加年金額

24000円×3年（36月）＝72000円

※第2号被保険者、第3号被保険者、国民年金基金加入中の人、免除をしている人は付加年金に加入できません。

※付加保険料は、納付期限を過ぎると納付できません。

※付加年金は定額ですので、物価スライド（増額・減額）はありません。

※付加年金は生涯上乗せされます。

■申込・問合せ 市民課年金係（内線300、268）

水の事故から大切な命を守ろう！

水難事故の救助活動は二次災害の危険性が高く、救助活動のなかでも極めて難しいといわれています。五條市消防本部は日頃から訓練を行い、いざという時の体制の確立に取り組みんでいます。皆さんも次のようなことに気を付けて、水の事故から命を守りましょう。



- ▽溺れている人の救助は消防職員やライフセーバーに任せるのが原則です。
- ▽溺れている人が沈んでしまったら、その場所がわかるように目標を決めておき、到着した救助隊に伝えてください。
- ▽海、川、湖では救助者が巻き込まれて溺れるケースが多いため、うかつに救助に行つてはいけません



事故を未然に防ぐために

▽危険箇所の把握

転落等のおそれがある場所や、水温の変化や水流の激しい場所等、危険箇所を事前によく調べてください。

▽ライフジャケット等の着用

水辺にいく際は、必ずライフジャケット等を着用しましょう。

▽状況・体調の的確な判断

天候不良時、また、体調が悪い時や飲酒した時は水辺に近づ

かないようにしてください。

▽保護者等の付き添い

子どもを水遊びさせる時は、保護者等が付き添いましょう。

▽子どもへの指導

子どもの事故は水遊び、水泳が多く、83.3%を占めます。ふざけて危険な場所に近づいたり、危険な行為をしないように、水の危険性を指導しましょう。



梅雨の大雨に注意

気象情報に注意して 災害に備えましょう

梅雨期は、積乱雲により局地的な大雨や集中豪雨の発生のおそれがあります。低い土地での浸水や傾斜地での崖崩れに警戒が必要です。また、落雷や突風、竜巻などにも注意が必要です。日頃から気象情報に十分注意し、災害に備えるよう心がけましょう。

土砂災害の発生しやすい現象

- ❗ 雨の降り方が異常
- ❗ 急に川の水が濁る
- ❗ 山から変な音（地鳴り等）がする、土臭いにおいがする
- ❗ がけから小石がパラパラ落ちる
- ❗ がけに亀裂ができる、水が噴き出す

このような事があれば、避難するなどして安全を確保し、気象情報等に注意してください。



消防トピックス

これからのシーズンは 熱中症に注意！

熱中症とは室温や気温が高い中での作業や運動により、体内の水分や塩分などのバランスが崩れ、体温の調整機能が働かなくなる病気です。

体温上昇、めまい、体がだるい、ひどい時には、けいれんや意識の異常など様々な症状をおこす病気です。これからの季節は屋外だけではなく家の中でじっとしていても室温や湿度が高いため、熱中症になる場合があります。次のことに注意して、熱中症を予防しましょう。

- ▽屋外では帽子をかぶる
- ▽日陰を利用する
- ▽部屋の温度をこまめにチェック
- ▽室温28℃を超えないように、エアコンや扇風機を上手に使いましょう
- ▽のどが渇かなくてもこまめに水分補給
- ▽外出の際は体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策も
- ▽無理をせず、適度に休憩を
- ▽日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを

6月3日(日)～9日(土)は危険物安全週間 「危険物 めざせ完封 ゼロ災害」

この週間は、毎年6月の第2週を期間と定めて、危険物を取り扱う事業所へ危険物の保安に対する意識を高め、啓発を推進する目的で行われています。危険物を取り扱う事業所は、次の事項の取り組みにより安全確保に努めてください。

- ▽危険物施設の位置、構造および設備の維持管理
- ▽危険物地下タンクおよび地下埋設配管の漏れの点検(定期点検)
- ▽避難・通報・消火を目的とした消防訓練
- ▽自衛消防組織による消防訓練の実施や危険物の保安体制の整備

セット健診を受診しませんか

胃・肺・大腸 各種がん検診と特定健診

胃・肺・大腸の各種がん検診と特定健診を一度に受診できるセット健診を実施します。この機会に受診してみませんか。

- 日程
 - ▽7月23日(月)
胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診
 - ▽7月26日(木)、28日(土)
胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、特定健診

- 受付時間 午前9時～10時
- 健診場所 カルム五條
- 対象者
 - ▽がん検診 40歳以上の市民
 - ▽特定健診 40歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者。
- ※平成25年3月31日までに40歳になる人も受診できます。
- 定員 各日100人(先着順)
- 検査内容
 - ▽特定健診 身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査・診察
 - ▽胃がん検診 胃部レントゲン検査(バリウムによる検査)
 - ▽肺がん検診 胸部レントゲン検査(希望者は喀痰検査)
 - ▽大腸がん検診 便潜血反応検査(2日分)
- 申込締切 7月13日(金)

■申込・問合先
保健福祉センター
成人保健係
本庁(内線290)

健診項目	40歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上
特定健診	1,000円		500円
胃がん検診	1,000円	無料	
肺がん検診(レントゲンのみ)	無料		
肺がん検診(喀痰検査追加時)	600円		
大腸がん検診	200円		

コロナ禍でも
お楽しみください

スマート 料理教室

旬の食材と少しの工夫で、カロリーを減らした美味しい食事を作ってみませんか。食べごたえのある1食500キロカロリ程度のお食事を一緒に作りましょう。

■日時 6月28日(木)
午前10時～午後1時

みんなで、歩きませんか

みんなで楽しくウォーキングを体験してみませんか

■日時 6月30日(土)
午前9時～10時30分

■集合場所 5万人の森
※雨天の場合カルム五條体育館
■内容 5万人の森周辺で、4～5kmのウォーキングをします

■場所 カルム五條
■対象者 市内に在住する人(定員20人)
■指導者 五條市食生活改善推進員

■参加費 材料費300円
■持ち物 エプロン、三角きん、手ぬぐいタオル、筆記用具
■申込締切 6月25日(月)
■申込・問合先 保健福祉センター成人保健係
本庁(内線290)



■指導者 五條市運動普及推進員
■持ち物 運動のできる服装、タオル、水分補給できるもの。
雨天の場合は上履き
■申込締切 6月28日(木)
■申込・問合先 保健福祉センター成人保健係
本庁(内線290)

6月1日～7日は
「HIV検査普及週間」

HIV（エイズ）

検査を実施します

内吉野保健所ではHIV検査普及習慣にあわせて休日・夜間のエイズ検査を実施します。

▽休日検査 6月3日（日）

午前9時～11時

▽夜間検査 6月4日（月）

午後5時30分～7時30分

▽実施場所 内吉野保健所

※予約は不要、検査は無料、匿名で受けられます。

※1時間程度で検査結果が判明します。

HIVの感染初期には血液中に抗体やウイルスが検出されないことがあります。リスクのある行動から3か月以上経過後検査を受けてください。

※内吉野保健所では、毎月第1、第3月曜日（午前9時～11時受付）に検査を行っています。

■問合先

奈良県内吉野保健所

☎22・3051

6月、7月 五條市休日救急診療（在宅当番医制）医師当番表

6月 3日（日）	10日（日）	17日（日）	24日（日）
五條3丁目2-20 中西クリニック ☎25・2760	今井2丁目2-12 岩井内科 ☎26・1212	須恵2丁目6-21 足立医院 ☎25・3939	岡口1丁目2-22 右馬医院 ☎22・2281
7月 1日（日）	8日（日）	15日（日）	16日（月）
野原西2丁目1-26 大川橋診療所 ☎22・2447	須恵2丁目1-25 山田医院 ☎22・2039	今井2丁目212-1 山本小児科 ☎25・2555	中之町1617-1 田畑医院 ☎25・1211
22日（日）	29日（日）		
釜窪町126-1 前防医院 ☎22・2072	新町2丁目3-8 槇野医院 ☎22・2004		

▽午前9時から午後4時まで
▽保険証を持参してください
▽診療は急病患者の応急処置に限ります
★応急を要する
軽易な内科と小児科の診療
五條市応急診療所
☎24・0099
(本町3丁目1-13)
▽診療日時 土・日・祝日
午後6時～午前0時
受付：午後11時30分まで

■問合先 保健福祉センター
成人保健係 本庁(内線290)

五條病院からのお知らせ

■問合先 県立五條病院感染対策室 ☎22・1112 (代)

院内感染対策の一層の強化を図るため、本年4月1日に

感染対策室を設置しました

■目的 感染対策室は、新型インフルエンザ、肺炎、耐性菌感染など院内における感染を防止し、適切かつ安全で質の高い医療サービスを提供することを目的としています。

感染対策に関する疑問を気軽にご相談ください。7月から毎週水曜日の午後に、感染制御内科診療（予約制）を開始します。

感染症に対しては、院内や地域・社会において感染が拡がる前に対策をたてておくことが重要です。当院対策室では、感染の発生動向の監視はもちろんのこと、感染制御チーム（ICT）による院内巡視の実施、職員向け研修会の開催、感染防止マニュアルの見直しなどを行っています。

また、地域における感染対策の充実と連携を図るため、奈良県立医科大学感染症センター、済生会御所病院、町立大淀病院・国保吉野病院との連携をはじめ、地域全体で感染対策活動を活性化できるよう取り組みを開始しています。

期限内の納付にご協力を
納付にお願いします

平成24年度 市民税・県民税の

納税通知書を発送します

▽口座振替や

納付書で

納税する人

(普通徴収)

6月は第1回目の納期です。税額を4回に分けて納付します。

1期	2期	3期	4期
6月	8月	10月	翌年1月

▽給与を受給

している人

(特別徴収)

給与の支払者である事業主によって、6月に支給される給与から、翌年5月までの12回に分けて毎月徴収されます。納税通知書は、事業主を通じて配布されます。

▽65歳以上の

年金を受給している人

(年金から特別徴収)

4月分の公的年金からすでに平成24年度の仮徴収が始まっていますが、10月分以降の税額が決定しました。平成24年度は4月から翌年2月までの計6回です。

	平成24年度 仮徴収			平成24年度 本徴収			平成25年度 仮徴収		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	翌年4月	翌年6月	翌年8月
税額	平成23年度にすでに決定しています			今回決定しました			今回決定しました		

給与所得者の

市民税・県民税は

給与から差し引きされます

給与所得者の市民税・県民税は、納付書で個別に納付するのではなく、事業主が給与から差し引きし、納付しなければなりません。法令で定められています。

【地方税法第321条の3】

納税者にとっては、金融機関へ出向く手間が省け、納め忘れ

になる心配がありません。また、年12回に分けて納付するため1回あたりの納税額も少なく済むメリットがあります。

市町村が税額を計算しますので、事業主は所得税のように計算や年末調整をする手間はかかりません。

平成24年度から

扶養控除が変更されています

①16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除(33万円)が廃止されました。

ただし、扶養親族として申告されている場合、扶養控除はありませんが、市民税・県民税の非課税限度額の判定に

おいてはこれまでどおり、扶養親族の数に数えます。

②16歳以上19歳未満の親族に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、33万円になりました。

介護 保険料

年間6回の天引き額が
偏らないように調整されます

65歳以上の人を対象とした介護保険料は、原則として特別徴収（年金からの天引き）で納めていただいています。
今年度の介護保険料は「基準額の改定」により、10月以降の負担（本徴収）が過度にならないように6月と8月の仮徴収額を変更します。

▽「仮徴収」、「本徴収」とは？

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めます。 ※通常は2月と同額です。			確定した年間保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めます。		

▽介護保険料の

「平準化」とは？

仮徴収額は、原則として前年度2月の特別徴収額と同額になりますが、「基準額の改定」により、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。このまま仮徴収を行うと年間の特別徴収額が後半（本徴収）に偏ったままになってしまいます。
そこで、1回当たりの特別徴収額ができるだけ均等になるよう6月と8月の仮徴収額を変更して特別徴収額の平準化を図ります。

▽所得段階が第2段階の人の場合の例

※所得段階が第2段階の人（世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額が年間80万円以下の人）

平成23年度 年額 31,680円	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
	5,300円	5,300円	5,300円	5,380円	5,200円	5,200円

いままで

平成24年度
(平準化前)
年額 36,720円

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
5,200円	5,200円	5,200円	7,120円	7,000円	7,000円



これから

平成24年度
(平準化後)
年額 36,720円

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
5,200円	6,300円	6,300円	6,320円	6,300円	6,300円

上の表は一例ですので、前年度の保険料段階などにより、各納期の特別徴収額は個々に異なります。介護保険料の詳細は市・県民税の確定後の7月中旬に郵送で個別に案内します。

■問合先 介護福祉課介護保険係（内線291、294）

就職応援フェア

企業合同説明会を開催します

ならジョブカフェ、奈良県経営者協会が主催する企業合同説明会を開催します。多くの企業と出会う希望職種・希望企業をみつけ、就職への第一歩を踏み出しましょう。

ミニ企業合同説明会

■日時

6月18日(月)

午前11時～午後4時

(受付開始 午前10時40分)

■会場

エルトピア奈良

(ならジョブカフェ)

奈良市西木辻町93-6

■対象

おおむね45歳未満の一般求職者

平成25年3月大学等卒業予定者

■その他 予約不要 無料

参加企業数 約15社の予定

企業合同説明会

■日時

7月27日(金)

午前11時～午後4時

(受付開始 午前10時30分)

■会場

奈良県文化会館

奈良市登大路町6-2

■対象

おおむね35歳未満の一般求職者

平成25年3月大学等卒業予定者

■その他

予約不要 無料 履歴書不要

参加企業数 約40社予定



- 問合先
- ▽ならジョブカフェ
 - ☎0742・20・2210
 - ▽奈良県経営者協会
 - ☎0742・26・2008

中山間地域等直接支払制度の 実施状況をお知らせします

農業を行うのに不便な中山間地域等では、農地の耕作放棄地が増加し、水資源のかん養や洪水防止などの機能の低下が懸念されています。中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄の発生を防ぎ、中山間地域の多面的機能を維持するために、農業者等に交付金を支払う制度です。

この交付金は、傾斜など一定の条件に該当する集落ごとに活動計画「集落協定」を作成し、平成22年度から5年以上継続して農業生産活動などを行う集落に平成26年度まで交付されます。

	協定締結数	協定参加者数	協定農用地面積	交付金総額
合計	77	1,781	1,535ha	167,763千円

※詳しくは五條市ホームページに掲載しています。

エコな農業者を
支援します

環境保全型農業直接支払交付金

地球温暖化の防止や生物多様性保全等に効果の高い取り組みを行っている農業者やグループに対して、次のような交付金制度がありますのでお知らせします。

■支援対象者 次の①および②の要件を満たす、販売目的として生産を行う農業者、集落営農(農業者グループ)が支援の対象です。

- ①エコファーマー認定を受けていること
- ②農業環境規範に基づく点検を行っていること

- 支援単価 8,000円/10a
- 申請時に必要な書類
- ①実施計画書(兼確認依頼書)
- ②交付申請書
- 申請期間 7月2日まで

- 問合先
- ▽農林水産省奈良地域センター
 - ☎0742・36・2981
 - ▽南部農林振興事務所
 - ☎24・0131
 - ▽農林政策課 本庁(内線390)



木造住宅耐震診断・耐震改修工事

補助事業を実施します

■申請・問合先
建設課建築係
本庁（内線279）

五條市では、安心・安全なまちづくりを目指して、木造住宅の耐震化促進に取り組んでいます。本年度も耐震診断の助成事業と耐震改修工事の補助事業を実施しますので、希望者は次のとおり申請してください。



耐震診断

補助の対象は以下に該当する家屋とします。

- ▽昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅
- ▽延べ床面積250㎡以下かつ階を除く階数が2以下のもの
- ▽その他の条件に関しては問合先を教えてください

※補助対象者 耐震診断の対象となる住宅の所有者

■診断の費用は無料です

耐震診断料一件4万5千円のうち、国が1/2、県と市がそれぞれ1/4を補助します。

■募集件数 6件（先着順）

■受付期間 6月15日（金）

（7月13日（金）先着順）



耐震改修工事補助

補助の対象は、次のすべての条件を満たすものとします。

- ▽耐震診断事業の要件を満たす市内の住宅で、耐震診断を行った住宅の耐震改修工事。
- ▽補助対象となる耐震改修工事の費用が50万円以上の工事
- ▽工事前の構造評点1.0未満のものを1.0以上の数値にする改修工事または、工事前の構造評点0.7未満を0.7以上の数値にする改修工事。

▽補助金交付決定後、

工事に着手し平成25年3月15日までに完了するもの。

▽市税の滞納がないこと。

■補助金の額

▽耐震改修工事が50

万円以上87万円以下・・・20万円

▽耐震改修工事が87万円を超えるもの

・・・50万円を限度とし工事費の23%

■募集件数

3件（先着順）

■受付期間

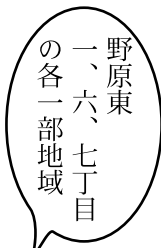
6月15日（金）

先着順

皆さんの大切な財産を守るため

地籍調査を進めています

「地籍」とは、土地に関する境界や地番、地目、面積、所有者等のことを言います。法務局で保管されている土地登記簿や公図は、大半が明治時代に作成されたもので、実際と違う場合があります。このようなことから、皆さんの財産を守り、地籍図を確かなものにするため、地籍調査を進めています。また、地籍調査を実施する際、市民の皆さんの費用負担はありません。



地籍調査の成果の登記が完了しました

平成19年度に地籍調査を実施した野原東一・六・七丁目の各一部地域について、登記が完了しましたのでお知らせします。登記簿などは奈良地方法務局五條支局で閲覧できます。

■問合先

地籍調査課

本庁（内線405）

土地の境界を明確化することにより、境界紛争等の様々なトラブルの未然防止に役立ちます。

地震・土砂崩れ・水害等の災害が起きても、復旧作業を円滑に進めることができます。

地籍調査はこんなことに役立ちます

正確な土地の情報が登記簿に反映されるため、安心して円滑に土地取引ができるようになります。

各種計画図等の作成が容易になり、皆さんにも分かり易い、計画の立案が可能となります。